

# 令和元年分 所得税と市・県民税の 申告をお早めに！

問 税務課 市民税係 ☎75-2126  
佐賀税務署 ☎32-7511  
市役所申告相談会場 ☎75-2013

申告受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)

市・県民税および所得税の申告相談会を開催します。所得の申告は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の算定や所得証明書を交付するために必要な資料となります。

所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税等が加算される場合があります。

## お知らせはがき等を郵送

佐賀税務署では、前年に市役所の申告会場を通じて確定申告書を提出した人に、お知らせはがき等を郵送しています。確定申告が必要な人で、お知らせはがき等が送られていない場合は、佐賀税務署に問い合わせください（市役所からの郵送はしておりません）。

## 所得税の還付申告は1月6日から

所得税の還付を受けるための申告は、1月6日(月)から佐賀税務署で受け付けます。還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除等、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

## 申告相談会場と受付時間

申告の際は、源泉徴収票や収支内訳書等の申告に必要な書類を必ず持参してください。

会 場	受付時間
佐賀税務署	9時～16時 ※土・日・祝日を除く ※2月24日(月・振替)、3月1日(日)は受け付けます
多久市役所 (4階大会議室東)	9時～16時 ※土・日・祝日等を除く ※3月8日(日)は受け付けます

## 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用ください。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告(e-Tax)や、A4サイズの普通紙に印刷し、郵送で申告することができます。くわしくは佐賀税務署へ問い合わせください。

## e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 添付書類の提出省略(5年間は保管が必要)
- 還付金の支払いが早い  
(早期に処理され、3週間程度に短縮)
- 確定申告期間は24時間 e-Taxの利用が可能

## 事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出はお早めに

- 提出期限 1月31日(金)
- 問い合わせ・提出先 税務課 市民税係

令和元年分法定調書の提出をお忘れなく

- 提出期限 1月31日(金)
- 問い合わせ・提出先 佐賀税務署

# 「子ども議会」を開催します！

問 議会事務局 ☎75-4828

多久市議会では議会活動の一環として、子どもたちに議会の仕組みを知ってもらい、その保護者にも議会の関心を高めってもらうことを目的に、子ども議会を開催します。

- 日時 2月2日(日) 10時～
- 場所 多久市議事堂

**昭和57年～昭和59年製の 広告**

**トヨタ石油ファンヒーターを探しています**

上記期間に製造された製品には、現在、取り付けが義務化されている安全装置が装着されておりません。誤った使用方法により、事故が起こる可能性があるため、1986年(昭和61年)より自主交換を行っております。

<p><b>対象機種</b></p> <p>LCR-3・LCR-3-1 LS-3・LS-3-1・LS-6</p> <p>LCR-3 タイプ LS系 タイプ</p>	<p><b>ご連絡先</b></p> <p>〒467-0855 名古屋市長郷区桃岡町5番17号</p> <p><b>株式会社 トヨタ</b></p> <p>フリーコール <b>0120-104-154</b></p> <p><small>(お客様よりお知らせ頂きました個人情報、商品の交換目的以外には使用いたしません。)</small></p> <p><small>*現在の石油ファンヒーターはPSCで定められた安全装置が全機種についております。</small></p>
---	---

# 児童扶養手当の支給月が 変更になります

問 福祉課 子ども係 ☎75-6118

令和2年から児童扶養手当の支給が、現行の年3回から年6回に変更されます。

〈現行〉 4月・8月・12月

〈改正後〉 1月・3月・5月・7月・9月・11月

★支給日(11日)が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日が支給日となります。

